

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 宍粟市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.74 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.17 %
全職員	69.51 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.44 %
本庁課長相当職	96.24 %
本庁課長補佐相当職	93.79 %
本庁係長相当職	101.23 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.93 %
31～35年	94.63 %
26～30年	83.81 %
21～25年	88.36 %
16～20年	54.71 %
11～15年	72.12 %
6～10年	75.56 %
1～5年	74.80 %

【説明欄】

【職員数について】

週20時間未満勤務の日額・時間給職員については、勤務日数や時間の変動が大きいため算定に含めていない。

【勤続年数別について】

勤続年数が1～20年までは、会計年度任用職員（特に女性）の割合が半数以上を占めているため、男女の給与の差異が大きい。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。